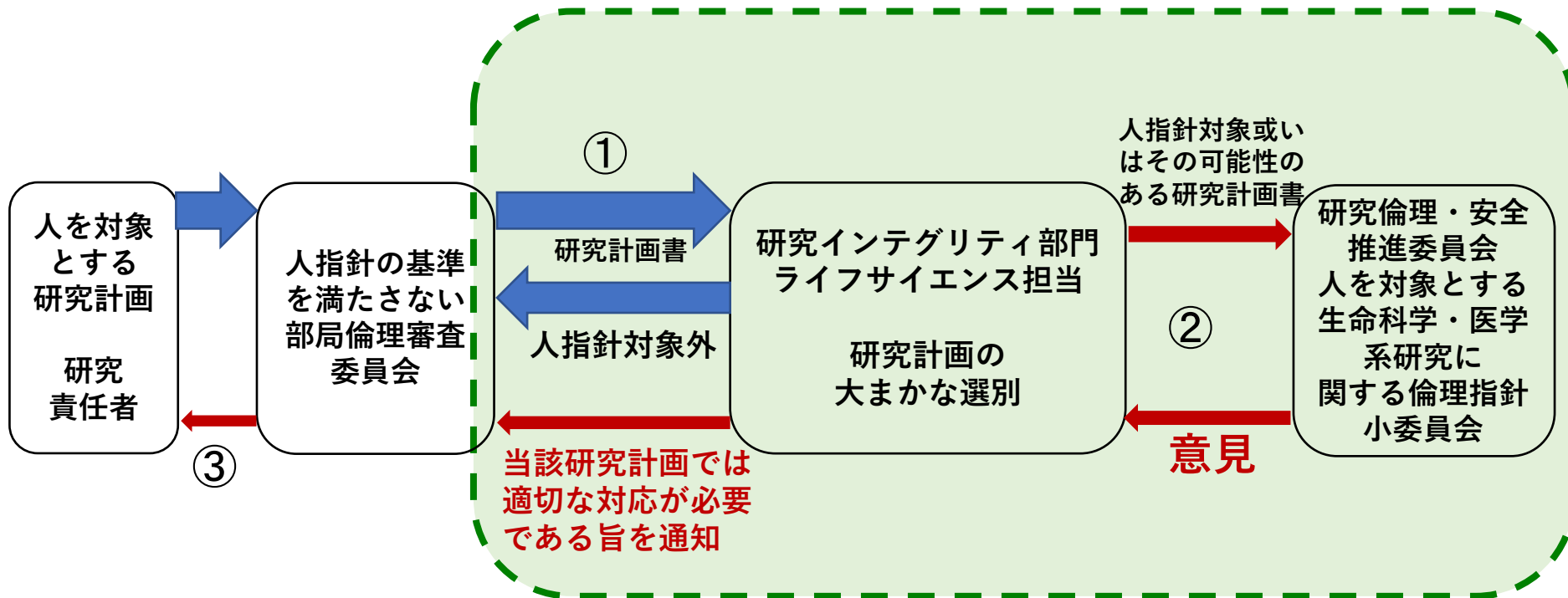


医の倫理委員会を持たない部局等のための

人を対象とする研究の倫理審査における追加プロセス

追加部分



手続きの追加について

- ①部局倫理審査委員会は、人を対象とする研究計画書を部局倫理審査委員会での審査以前に、研究インテグリティ部門ライフサイエンス担当に提出する。
- ②ライフサイエンス担当は、研究計画書を確認の上、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針：人指針」の対象となる可能性のある研究計画書を選別し、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針小委員会（委員：医学研究科・医学部及び医学部附属病院医の倫理委員会委員長、医生物学研究所医の倫理委員会委員長、iPS細胞研究所倫理審査委員会委員長）に意見を求める。
- ③人指針の対象であるとの意見が出された研究計画については、部局倫理審査委員会から研究責任者へ、いずれかの医の倫理委員会での審査等適切な対応が必要である旨を通知する。